

災害時における協定の締結について

区は、災害時において区の区域内における災害応急対策等の円滑な実施を期するため、様々な団体と協定を締結し、協力体制を確立している。

今回、以下のとおり、災害時における協定の締結について報告する。

1 災害時における施設利用にかかる協定

(1) 帰宅困難者一時滞在施設等としての施設利用

① 協定締結先

- ア 新宿区西新宿二丁目4番 1号 住友不動産株式会社
- イ 港区虎ノ門五丁目12番11号 西松地所株式会社

② 対象施設

- ア 中野区中野二丁目24番11号 住友不動産中野駅前ビル
- イ 中野区中野二丁目24番 9号 NAKANO HAKO

③ 主な協定内容

- ア ①施設内の避難者収容スペースの確保
②一時滞在施設等の運営に係る要員の確保
③一時滞在者への情報提供手段の確保
④一時滞在施設への飲料水、食料等の提供
⑤備蓄物資の保管場所の確保
- イ ①施設内の避難者収容スペースの確保
②一時滞在施設の運営に係る要員の確保
③一時施設滞在者への情報提供手段の確保
④一時施設滞在者への食料及び飲料水等の提供

2 災害時におけるドライアイス等の供給に関する協定

(1) 協定締結先

中野区本町四丁目44番13号 協業組合城西産業

(2) 主な協定内容

ドライアイス等の運搬及び供給

3 協定締結日

上記1及び2の協定締結日については、協定締結先と日程調整のうえ、決定する。